

令和元年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 令和2年2月13日(木)
午後3時30分から5時まで
場所) 宮城県行政庁舎4階庁議室

■出席委員(50音順)

石川真作委員, 市瀬智紀委員, 金才努委員, 小松崎あんな委員, 末松和子委員,
田村由香子委員, 宮澤イザベル委員, 山下禎博委員

■欠席委員

針生英一委員, 藤田祐子委員

■事務局出席者

古谷野義之 経済商工観光部国際経済・観光局長
成田美子 経済商工観光部参事兼国際企画課長
佐治章彦 経済商工観光部国際企画課長補佐(企画調整班長)

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

【3 あいさつ】

【4 議題】

市瀬会長

平成19年7月11日に「宮城県多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を全国で初めて、宮城県が制定しました。当該条例には、国籍、民族等の違いに関わらず、県民の人権の尊重及び社会参画を図り、地域社会の形成を促進し、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的とすると明記されています。

この条例に基づき、平成21年から今日に至るまで、3期にわたって、多文化共生社会推進計画が実施されてきました。

具体的な事業の実施に当たっては、宮城県の尽力により、また、委員の皆様から多くの意見を頂きながら、着実に実施し、今に至っています。

県内の外国人数が、震災により減少した時期も経て、2018年12月の入管法等の改正などにより、多文化共生について、改めて加速的に推進しなければならない状況が生まれてきています。

一方で、現在高い関心を集めている「新型肺炎」に関連し、排外的な動きがある国も見受けられる中で、多くの市町村や民間の方々が、肺炎が発生している国に対して

心温まる支援をし、非常に大きな評価が得られていることに対し、深く感動しています。

多文化共生社会の形成の推進は、正解のないプロセスであり、矛盾を抱えながらも、前に向かって進んで行かなければならないと感じています。

本日も、県の取組について報告を受けた後、委員の皆様から貴重な御意見を頂ければと思います。多文化共生社会の形成の推進を、より実りあるものにしていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは報告に入ります。(1)「多文化共生推進に向けた主な取組について」事務局から説明をお願いします。

事務局

「資料1 多文化共生推進に向けた主な取組について」を御覧ください。また、「参考2 第3期宮城県多文化共生社会推進計画概要版」は、昨年3月に策定しました新しい第3期の計画の概要になりますので、併せて御覧ください。

本県では、平成19年7月に全国で初めて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。

当該条例の基本理念としましては、「国籍、民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重されること」、「国籍、民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に主体的に参画すること」、「県、市町村、事業者、県民等が協働して実施すること」としています。

当該条例に基づき、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」(計画期間：2019年度から2023年度まで)を平成31年3月に策定しました。これに基づき、多文化共生の推進に向けた様々な取組を行っております。

参考2の右上に、第3期計画策定の基本的考え方として、「外国人を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、一人一人が輝ける環境の整備」と、「新たな課題である外国人県民の増加と多様化(Diversity)への的確な対応」の2つを定めています。

資料1の左側から、「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の3つの壁に分類しております。また、参考2についても、同じように分類しており、中央にある7つの施策の方向性ごとに主な取組をまとめております。さらに、一番右端には、「取組主体」を記載しております。

始めに、「意識の壁」「1 多文化共生シンポジウム」についてです。県内市町村から共催自治体を募り開催しており、今年度は仙台市、昨年度は大崎市、一昨年度は名取市で開催しました。参加人数も年々増えており、アンケート結果でも、シンポジウムの内容を評価する意見が多く寄せられています。

基調講演されたカナダ人の方は、日本で起業され、30年近く日本に住まれ、自分の能力を枠にはめず、自分自身の可能性を広げるということを実践されてきた方で、講演の内容は興味深い話でした。

もう一人の講演者は、ブラジル移民の日系人の方で、現在、日本の大学で教授をされており、日本人は、「外国人」という言い方で、壁をつくってしまいがちであるとい

った趣旨の話をされ、こちらの講演も高い評価を得ていました。

次に、「2 技能実習生との共生の地域づくり推進事業」についてです。技能実習生について、これから爆発的に増えていくことが予想されており、地域住民と交わる機会を積極的に提供しなければならないと考えています。今年度は9月に気仙沼市で、11月に石巻市で、外国人技能実習生等と地域との交流イベントを開催しました。気仙沼市では、気仙沼高校の学生が40名ほど参加し、全体では200名くらいの参加となりました。インドネシアの技能実習生が多く、民族舞踊なども披露いただきました。また、いろいろな国の食べ物をみんなで食べ、着物の着付けや茶道なども体験していただきました。

「3 多文化共生地域会議開催事業」や「4 多文化共生市町村研修会」なども盛況のうちに、開催しています。

次に、「言葉の壁」「5 災害時通訳ボランティア整備事業」についてです。登録されているボランティア数は160名で20言語であり、今年度は台風などの自然災害もありましたが、有事の際はすぐに派遣できる体制を整備しています。

次に、「6 日本語学習に係る調査研究事業」についてです。今の学生は、従来の日本語講座を受講に行かなくても、スマホなどを活用しての学習が可能であり、来年度は、ICTを活用した学習支援の調査研究を行いたいと考えています。

「7 日本語講座運営事業」は、従来から（公財）宮城県国際化協会で開催しているものです。

「8 外国人支援通訳サポーター整備事業」についてです。医療機関や公的機関からの要請に基づき、通訳サポーターを派遣するという事業で、県保健福祉部が、医療や保健の相談を受け付けています。

「10 ガイドブック発行作成事業」についてです。これは、「私たちの宮城県」という、宮城県の概要（アウトライン）を記載したリーフレットを多言語で作成しているものです。

次に、「生活の壁」「11 みやぎ外国人相談センター設置事業」についてです。本県では、平成16年度から（公財）宮城県国際化協会に「みやぎ外国人相談センター」を設置しています。今年度は、法務省の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、相談室の改修やネパール人相談員の増員等を行い、相談センターの機能強化を図っています。なお、対応言語は、従来の9言語から13言語に拡充しています。

「12 技能実習生等との共生の地域づくり推進事業」と「13 多文化共生地域会議開催事業」は再掲となっています。

次に、「14 外国人留学生定着事業」についてです。先日も、東北大学の留学生を中心とした説明会や県内企業バスツアーの開催、さらに、留学生自身が記者になり、企業をインタビューして作成した就職情報誌を、今年度新規で発行します。

また、当課以外の事業としては、「15 外国人雇用アシスト事業」は雇用対策課、「16 外国人介護人材受入啓発事業」は長寿社会政策課、「17 保健・医療及び生活相談サポーター事業」は保健福祉総務課で実施しています。

「11 みやぎ外国人相談センター設置事業」では、年間250件程度の相談があ

り、最も多い相談分野は「医療・福祉」となっています。「18 みやぎ高校生異文化交流事業」については、教育庁で実施しており、14日間以上海外に滞在することを条件に、文科省からの助成金を財源に渡航費の一部を補助するというものです。

「19 ニューカマー生活適応支援事業」は、新しく来日された外国人の方々に、ゴミの出し方や近所との付き合い方などを教示するものです。

事務局からの説明は以上です。

市瀬会長

「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」分類に基づいて、多文化共生社会推進計画の7つの施策の方向性あり、特徴ある取組をされていると思います。

「技能実習生等との共生の地域づくり推進事業」や、先日行われました「多文化共生シンポジウム」、さらに「ICTを活用した日本語学習に係る調査研究事業」や「留学生定着事業」、「外国人雇用アシスト事業」など、多岐に渡って取り組まれていることが分かります。審議会の委員には、雇用、医療、教育に係る専門家の方々もいらっしゃいますので、それぞれの立場から御意見をお願いいたします。

宮澤委員

多文化共生シンポジウムについてですが、シンポジウムの内容等を、映像などで公表して、図書館などで閲覧できればよいと思います。毎年の内容を蓄積させれば、教材としても活用できますし、さらに、地元テレビ番組やインターネットなどによる動画配信などもできれば、より多くの人が見ることができると思います。

事務局

今年度、仙台市で開催したときも、多くのマスコミに取材をいただきました。シンポジウムの様子は、複数の新聞等に取り上げていただいたほか、ケーブルテレビにより放映もしていただきました。

宮澤委員がおっしゃったように多くの方が見られるように、今後、検討したいと思います。例えば、映像をURLで載せて公表もできますし、より関心を引きつけられるよう、今後どのような形で発信していくのか、ビジュアルも含め考えていきます。

市瀬会長

会議の議事を文字起こしすると、手間もかかると思いますが、有益な情報が積み上がっていくと思います。資料や文字といった形でも発信できればよいと思います。

末松委員

実施している取組のうち、類似しているもの、重複しているものについて、今後の整理の方向性や、これらの取組が今後どのように関連しているのかといった全体像やビジュアルがあると分かりやすいと思いました。

事務局

各取組の成果がどのようにつながり、影響し合っているのかを見える化することは非常に重要だと思います。

それぞれの事業の関連性や成果の見せ方について、今後工夫していきたいと思えます。

市瀬会長

各取組の組み合わせ、重複、関連性を今後呈示いただければと思います。

小松崎委員

「10 ガイドブック作成事業」についてですが、英語、中国語、韓国語版の他に、ロシア語の作成も望みます。日本語学校には、日本語の習得が不十分な外国人も多く、依然、母国語のロシア語で必要な情報を得ている方も多くいます。旧ソ連の国は、第2外国語として英語ではなくロシア語を勉強することも多くあるため、ロシア語版も普及できればと思いました。

事務局

今年度、外国人相談センターの対応言語を9言語から13言語に増やし、また、災害時の通訳ボランティア20言語に対応できる制度を確立しています。お話のありました「ガイドブック」につきましては、英語、中国語、韓国語での対応のみとなっておりますが、一方で利用者数なども考慮する必要があるため、今後は、マイノリティーな言語にどのように対応していくかも検討させていただきたいと思えます。

田村委員

「10 ガイドブック発行作成事業」についてですが、外国籍児童にとっては日本語のテキストの中に母国語のテキストがあるというのは非常に心強いことです。

日本語を知らない外国籍の子供達にとって、日本に来てからの最初の1年間は非常に大変なのです。一方で、仙台市の教育現場では、日本語を教える常勤教員の加配や常勤講師の派遣も少ない現状にあります。

日本語指導員が全くいない学校に、突然、外国籍児童が入学してきた際には、Sentia（仙台観光交流協会）に相談したり、MIA（宮城県国際化協会）から支援員を派遣していただくこともあります。外国籍児童の支援については、教員・講師の派遣回数や利用時間に制限があり、十分な学習支援ができないケースもあるため、専任の教員がない場合、児童が自力で学習せざるをえない状況もあります。

そうした場合の支援方法としては、多言語版資料の作成も一つだと思いますし、もう一つの方法としては、予算が関係してきてしまいますが、人材サポートだと思います。英語や現地語が話せなくても、日本語は教えることができるので、外国籍児童に対する人材のサポートを期待したいです。

外国籍児童への初期指導は非常に重要であり、実際に担当している外国籍の子ども

達は、半年ぐらいのうちに、簡単な短文を書けるまでになります。しかし、専任教員がいない学校では、格差が出てしまうのも現実です。

さらに、就労で来日する方にはお子さんがいらっしゃる場合も多く、外国籍児童への支援の必要性はますます高くなっていくと思います。

言葉の壁が早く払拭されれば、外国籍児童は安心して学校に来ることができ、親からのフォローがなくても学校で学ぶことができると思います。

予算の関係もあると思いますが、「私たちの宮城県」に限らず、他県で作っているような、日本語の学習支援につながるものを宮城県でも準備されると、現場は嬉しいです。

事務局

小学校や中学校は市町村の管轄であるため、県でも、詳細を把握していないころがあります。施策の方向性「7 文化習慣の相互理解と促進」では、母国の文化習慣や言葉に対して、外国籍児童の受入時における理解、尊重、啓発が必要としており、市町村の先生方との関係を強化して取り組んでいく必要があると考えています。今後市町村ヒアリングを実施する中で、頂いた御意見を参考に、市町村における外国籍児童支援の状況等も確認していきたいと思います。

本日紹介したガイドブック「私たちの宮城県」は、県全体の概要を記したものですが、その他にも災害に備えていただくための「外国人県民のための防災ハンドブック」を多言語で作成・配布をしています。

なお、ガイドブック「私たちの宮城県」については、こども版（日本語版）を11,000部、大人版を6,500部、加えて、英語、中国語、韓国語を作成していますが、不足部分もあると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

市瀬会長

外国人児童生徒に向けた県の取組としては、平成29年度に教職員向けチラシを作成・配布し、多文化共生理念の啓発を行いました。Sentiaでも、外国人受入のためのガイドブックや手引きを作っています。

また、外国籍児童の支援員（サポーター）ですが、予算の問題もあるでしょうが、MIAからの派遣時間の拡大について、検討は可能でしょうか

事務局

小学生や中学生については、市町村の管轄になりますが、予算化が必要になった場合には、県と市町村で検討するべきことと思います。問題提起として受け止めます。

石川委員

「19 ニューカマー生活適応支援事業」についてですが、どのような方法で行われているのでしょうか。

事務局

MIA の事業になりますが、MIA の日本語講座の受講生を対象として、外国人の生活適応支援を目的にした講座を実施しています。平成30年5月には、防災について学ぶ会を、仙台市危機管理室などの協力を得て行っており、12名が参加している実績があります。

他に、保健医療について学ぶ会では、宮澤先生の東北医科薬科大学病院などの応援を得て実施し、9名が参加されています。

石川委員

参加者が非常に少ないと感じています。留学生が多く住んでいる地域では、アルバイトに行く留学生が自転車に乗っている様子がよく見られますが、地域住民からは、非常に危ないという声が、最近よく聞かれます。留学生の中には保険をかけていない人もいることに言及する住民もいたり、子どもが危ない目に遭った小学校もあります。

そのような現実がある中で、生活適用に向けた支援事業は非常に重要です。ゴミ出し問題や交通の問題などが非常に紛糾した後、それらがある程度落ち着いたことによって、市民に多文化共生の意識が広がったという事例がありました。

ニューカマーに対する支援が効果的になされないと、地域と外国人との関係が、マイナスからスタートしてしまう恐れがあります。そうならないようにするためには、早めに、様々な形で、外国人に対して生活情報の周知をする必要があると思っています。

このような事業を実施するのであれば、日本語学校のカリキュラムに入れていただくとか、あるいは、外国人受入企業の研修に入れ込んでもらうとか、出向いて行って多くの人に周知するという方法で実施することが必要と考えます。

事務局

入ってきたときの対処が一番大切だと思います。技能実習生は、監理団体により把握されており、また、JETプログラムにより高校のALTなどとして来日される100人以上の方々には、相談員を付けて生活上の問題などをしっかりと学びます。

例えば、ネパール人などが1つのアパートに複数人入居し、大音量を出したという苦情もありましたが、すべてその方達が悪いということではなく、文化の違いがあったり、自国では普通だったことも背景にあると思います。そのようなケースに、地域としてどう対処するかという非常に大きい問題だと思いました。参考にさせていただきましたと思います。

市瀬会長

ある日本語学校では、ガイダンスの時に、Sentia から職員が説明している事例もあり、宮城県内でも同じような動きが広がっていけばよいと思いました。

加えて、町内会などからのリクエストに応じて、専門的な知見を持っているMIA や Sentia が話をするといった仕組みがどんどん広がっていくとよいと思いました。

末松委員

東北大学でも、新入生のオリエンテーションを年2回行っており、秋に300名、春に200名くらい新たに学生が来ますので、宮城県警と仙台市交通局に、交通ルールを説明していただいたり、そのほか詐欺の被害者、もしくは加害者にならないようにといったことをガイダンスに入れています。

日本語学校のガイダンスに入れていただけるよう働きかけるというのは、十分考えられることと思いました。

石川先生

Sentia でニューカマー支援を実施していることは承知しておりますが、現実的に今のところ効果がほとんど見られません。

どこに原因があり効果が上がらないのかを考えてみる必要があると思っています。技能実習生であれば、研修の段階で相当周知されるので、効果が上がっていると思いますが、日本語学校の留学生等については、効果が上がらない傾向があると感じています。

市瀬会長

講座を実施した次のステップについての御意見でした。地域で、今、焦点になっている話題が分かりましたので、うまくいかない原因を検討やより有効性のある取組について検討する必要があると感じました。

宮澤先生

MIA の日本語講座の受講生を対象にしたニューカマー事業について、今は2種類だけですが、警察が交通ルールの説明をしたり、本当に充実していたプログラムでした。他にも、「みやぎ外国籍県民大学フォローアップ事業」というものもあり、これは震災のあと、長く日本に住んでいた外国人を対象に、一歩進めて日本の文化や生活について伝え、そこから、その情報を発信するという仕組みでした。非常にためになりましたが、実際の効果としては不十分な面も見られました。外国人は、孤立して暮らしている人が多いので、情報を発信したり広めることが、個人の負担になるケースもあり、また、集団であっても、その中で生活まで踏み込んで指導を行うことは難しいようでした。

市瀬会長

ネットワークで情報伝達しようという取組は、習得したものをもう一度強化する一つの方法だと思います。

それでは続きまして、報告事項2「第1回外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議」について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

資料2「外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議設置要綱」を御覧ください。

当該有識者会議は、今後、多様化や増加が見込まれる外国人労働者にフォーカスし、その受入や共生のあり方について検討を図り、今後の施策への参考とするために、今年度から設置したものです。

資料2の裏面に構成員が書いてありますが、MIAやSentia、外国人を雇用している企業の方、東北大学の教授、仙台弁護士会、出入国在留管理局、宮城労働局に参画していただき、情報交換等を行っています。

宮城県雇用対策課でも、外国人労働者に関する会議を設けていますが、当課では多文化共生を担当しているので、労働問題や労働環境整備ではなく、外国人労働者と地域との共生をテーマに話し合いをしていただいています。

新たな在留資格の創設により、今後5年間で34.5万人の（特定技能1号、2号の）増加が見込まれるとの試算を国では公表しましたが、これを元に試算すると、宮城県では2,500人から3,500人の増加が見込まれることとなります。

市瀬会長

宮城県では、入管法等の改正に伴い、即座に、「外国人労働者等の受入のあり方に関わる有識者会議」を立ち上げて検討をされています。大変すばらしい取組が展開されていると思います。このような有識者会議というのは、各県で同じような動きが見られているのでしょうか。

事務局

他県では立ち上げていないと思います。他県の雇用政策部門では、労働問題サイドからの会議は立ち上げているかもしれませんが、多文化共生からのアプローチで立ち上げている例は、まだ聞いていません。

この会議の活用の仕方が重要と考えていますので、忌憚のない意見を頂き、その中から当該審議会にフィードバックし議論を深めていくことで、よりよい提案ができるのではないかと考えていますので、これからも、有識者会議については報告させていただきます。

山下委員

外国人労働者はどのような目的で来日されるかによって、その対応が全く変わってきます。純粋にお金を稼ぎに来たのであれば、より賃金の高い場所を望みますが、それでもなお宮城に定着させたいのであれば、お金以外のところで魅力のある地域になれるかが重要です。例えば、技能実習生の方については、宮城県が自然を売りに外国人を集めたいと思っても、母国に十分に自然がある場合も多いでしょうから魅力を感じないものです。また、高度な能力を持っている方であれば、それなりの待遇で処遇しなければ定着してくれません。

特に賃金を中心とした労働条件では、地方と都市部、仙台と県内他地域とでどうしても格差が出てきますので、仙台・宮城に定着してもらう方法や、こういった人材に定着してもらいたいのかといったことも考える必要があります。

宮城が好きで来日する外国人、宮城に来て宮城を好きになった外国人、お金を稼ぐために来た外国人など、様々な対象がいらっしゃる中で、最善の取組は何かというのは難しいです。

また、日本で働く以上は、最低限の法律上のルールの中で働いていただかなければなりません。同時に、宮城への定着を考えると、働くことの周辺には生活があるため、宮城には、東京などの大都市に比した暮らしやすさや、特別なサービスや仕組みがあるといったインセンティブを見せ、賃金を差し置いても、宮城を選んでくれる何かを打ち出せるかに関係してきますが、非常に難しいところだと思っています。

外国人が増えれば、当然会社の経営者の方もその対応等について考える必要があります。

グローバルな会社経営をするのであれば、当然外国人が必要になりますが、大半の会社は、それ以前の話で、人手不足といった別の理由が根本にある場合が少なくないのではないのでしょうか。本来であれば、日本人を雇用したいが、人口減少や人口流出などのため、日本人を確保できない状況であるため、外国人労働者に頼らざるを得ない実情がある企業もあるでしょう。

宮城県における有識者会議の開催のような、他の県にない取り組みから結実したものができるのであれば、それが、宮城で働くインセンティブに結びつけばよいと思います。

加えて、現在、宮城に住んでいる外国人の方々に、他の県にない宮城の魅力を発信していただくことも重要だと思います。特に東北は人口がこれから減っていく地域であり、これが外国人問題とどのように結びつくかということも考えていく必要があると思っています。

特定技能は、増え始めているというデータがありますが、今の時点では先を見通せない状況だと思います。働きやすさと住みやすさの両立に向けては、個々の取組は必要であり、どちらか片方ということではなく、このような会議を続けて発信していくということが一つの方法であると思っています。

事務局

外国人労働者と言っても、それが、高度人材を指すのか、それとも技術を身につけるために来日している技能実習生を指すのかの違いでも、取るべき対策は変わってくると思います。

当課が、欧米における外資誘致の際にプレゼンした投資環境の中で、最も感心されたのは多文化共生に関する取組であり、非常に評価されています。

今、世界中どこにいてもパソコンさえあれば起業できる時代であっても、東北大のように世界的な研究施設があるところでは、自国に帰らずここでスタートアップ企業を興すといった現状もあります。

一方で、技能実習生や働き口を求めてくる外国人にとってみれば、都会の方が賃金も高く気候も温暖であるため、選ばれがちですが、地方では人手不足が深刻な業種もあります。そのため、当該有識者会議では、現在宮城にいる方々が、継続して仕事を続け、住みやすさを感じていただくためにはどうしたらよいかということも議論していきます。

例えば、宮城は大阪に比べれば土地代も安く、東京からも近いので、このような点を高度人材だけでなく、ブルーカラーも含めてどう評価していただけるかというのは、行政に加え、企業側、一般の方達にも啓発していく必要があります。

本当に人材が必要であれば、企業側の努力も必要ですが、本県では中小企業が多いので、時間やノウハウもないので、県から情報を与えながら、どのような方法が一番いいのかを検討したいと思います。

最近では、近隣住民の人柄の良さ、物価や家賃の安やなども一つの魅力になっているようなので、宮城に定着を促すような魅力について、有識者会議でも模索していきます。

金委員

多文化共生社会の形成について、どの立場から考えるかが重要だと感じました。日本の1国民として考えるのか、慣れていない生活を送る外国からの来日者の立場で考えるかによって、アプローチする部分が違うと思います。

以前、韓国から来ている外国人配偶者のために、MIAが地域に出向き行った防災に関する説明を行いました。その参加者は、防災の他にも、医療関係や役場での手続きについても説明を受けたので、非常に有益であったと話していました。

多文化共生社会の推進のためには、外国人が、この仙台、宮城で、気持ちよく生活できるように、これまで以上に融和や協調しながら生活していくことができるように、話し合うことが必要だと思いました。そうすれば、もっと住みやすい宮城になると思います。

成田課長

県保健福祉部の事業ですが、介護施設の外国人介護士が、施設の入所者と接したり、お世話をする時に何か問題が起きた場合に、その対応方法等について、MIAのカスタマーサービスでは、その都度出向いたり、現場で教えたりしています。

外国人の方々との立場、関係によって変わってきますが、いろんな形で助け合うということは大事だと思います。助け合うことは、単純な助け合いという意味ではなくて、困ったところにどのように日本人が対応するか、あるいは日本人が困ったときに、どういったふうにコミットするのかといった課題もあります。

市瀬会長

それでは、本日の議事を終了させていただきます。進行について事務局にお返しします。

【5 その他】

事務局

次回の開催予定について御連絡いたします。次回の審議会は、今年度の事業実績等について御審議いただきたく、令和2年6月頃の開催を予定しております。委員の皆様には、改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【6 閉会】

事務局

以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。

以上